令和6年3月25日

会員各位

(公社)東山梨地区広域シルバー人材センター
理事長　鈴木　幹夫　[公印省略]

損害賠償責任保険について(お知らせ)

時下ますますご清栄のこととお悦び申し上げます。

さて、本センターでは令和6年度から損害賠償額の会員負担(免責額5万円)を導入します。

損害賠償責任事故とは、シルバー会員が請負・委任の就業中に他人の財物の損壊、他人の身体の傷害またはそれを同時に起こした事故のことです。

本センターではここ数年の会員による損害賠償責任事故が増加しているため、令和5年度の保険掛金は対前年比80,000円と大幅な値上げとなりました。

そのため令和6年度は、事故抑止と運営費節減等の観点から前年度並みの保険掛金となる、加入条件が免責額5万円の保険に加入することとしました。

令和6年4月1日から損害賠償額が5万円までの場合、その損害賠償額は会員がすべて負担することとなりますので、事故を起こさないよう十分注意して作業してください。

ご不明な点は事務局にお問い合わせください。

塩山事務所　0553-32-4110　山梨事務所 0553-22-4150

郵便はがき

様

No.

事務局からのお願い

新会員獲得に向けて、会員の皆様のお知り合いの方などで入会希望をする方をご紹介して下さい。

特に、除草作業、剪定作業、農作業が出来る方を探しています。会員の皆様の近くで、会員になれる方をご紹介していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、就業情報など本センターのホームページもご覧ください。

ミックス紙
FSC FSC-C020493